第 1 章

特許における取組

特許庁は、2013 年度末までに一次審査通知までの期間を11 か月とするという目標(FA11)の達成に向けて、2004 年以来様々な取組を実施し、この目標を達成した。この間、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知的財産戦略の重要性も一層増していた。このような背景のもと、特許庁は、我が国企業や大学・研究機関等のグローバルな知的財産活動を支援するため、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けた様々な取組を講じてきた。

また、第四次産業革命とも呼ぶべき時代が到来し、IoT や人工知能 (AI)、ビッグ データ等の新技術の研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでおり、これらへの対応も急務となっている。

本章では、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するための、審査の迅速化に関する取組、質の高い権利を設定するための取組、及び海外特許庁との連携・協力について紹介する。

審査の迅速性を堅持するための取組

2013 年度末に FA11 を達成し、出願人は国内外での特許取得の可能性を早期に知ることができるようになった。他方、知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、権利化までの期間の短縮を求めるニーズも高まっていた。そこで、平成 35 年度(2023 年度)までに特許の「権利化までの期間」」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均 14 か月以内、平均 10 か月以内とすべく、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充、必要な審査官の確保等の取組を着実に実施してきた。「権利化までの期間」(標準審査期間)が 14 か月以内になれば、例えば出願とほぼ同時に審査請求された案件が、出願公開の前には特許取得の目処がつくことを意味しており、これは、特許権の活用に加えて、特許査定に至らなかった発明の秘匿も含めた、多様な事業戦略の構築を可能にするものと期待される。本節では、これらの審査の迅速化に関する取組について紹介する。

(1)特許審査の迅速化の推進

①登録調査機関による先行技術文献調査の 拡充

近年、外国語特許文献の割合が増加し、その調査の重要性も高まっている。特許庁は、そのような状況に対応するため、登録調査機関による先行技術文献調査の範囲を日本語特許文献から外国語特許文献まで拡張し、先行技術文献調査の質の向上と、それに基づく審

査の迅速化に取り組んできた。2016 年度の登録調査機関による先行技術文献調査の総件数16.1 万件のうち、外国語特許文献の調査が行われたのは11.2 万件であった。

登録調査機関による外国語特許文献の調査をより一層充実させていくことで、審査効率の更なる向上が期待される。また、審査の質の維持・向上にもつながるものと考えられる。

先行技術文献調査を行う登録調査機関の

¹ 出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

数は、2017年4月1日現在10機関である。 登録調査機関としての登録は、39に分けられた技術区分単位で行うこととし、各登録調査機関は登録した区分で調査業務を行っている。年々、各登録調査機関における区分の登録数が増えてきており、3機関においては全区分登録がなされている。各登録調査機関が複数の技術区分を登録することは、より幅広い技術分野での受注が可能となることから、出願動向に合わせた柔軟な対応が期待できる。



登録調査機関の検索者から特許庁審査官への 調査結果報告の様子

2-1-1図 登録調査機関一覧(2017年4月1日)

登録調査機関名	登録区分		
(一財)工業所有権協力センター	1~39 (全区分)	1, 591	
テクノサーチ(株)	10(自動制御) 11(動力機械) 12(運輸) 13(一般機械) 14(生産機械) 15(搬送組立) 16(繊維包装機械) 17(生活機器) 18(熱機器) 19(福祉・サービス機器) 20(無機化学)	103	
(一社)化学情報協会	30 (有機化合物)	29	
(株技術トランスファーサービス	3 (材料分析) 8 (アミューズメント) 17 (生活機器) 18 (熱機器) 19 (福祉・サービス機器) 24 (医療) 27(有機化学) 31 (電子商取引)	91	
(株) AIRI	1~39 (全区分)	262	
(株)パソナグループ	1~39 (全区分)	241	
㈱古賀総研	20 (無機化学) 21 (金属加工) 22 (金属電気化学) 23 (半導体機器) 26 (環境化学)	43	
(株)みらい知的財産技術研究所	8 (アミューズメント) 10 (自動制御) 14 (生産機械) 17 (生活機器) 18 (熱機器) 31 (電子商取引) 32 (インターフェイス) 33 (情報処理) 34 (伝送システム) 35 (電話通信) 37 (映像機器) 38 (画像処理)		
(株)廣済堂	5 (光デバイス) 17 (生活機器) 18 (熱機器) 19 (福祉・サービス機器) 31 (電子商取引) 37 (映像機器)	53	
ジェト特許調査(株)	8 (アミューズメント)	13	

(資料)特許庁作成

②必要な審査官の確保

日本国特許庁は世界に先駆け、特許の出願から査定までをペーパーレスで行うシステムを構築し、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充を積極的に進めてきた。審査処理能力増強のためには、一層の効率化に努めることは当然としても、審査官の増員が必要不可欠である。そのため、2004年度から2008年度までの5年間で490名の任期付審査官を確保

し、2009 年度以降、任期 (5 年間) 満了を迎えた任期付審査官の再採用を実施するなど、審査官の増員の実現と、処理能力の維持に努めてきた。2017 年度においては、13 名の通常審査官と101 名の任期付審査官を確保した。

今後も、ユーザーニーズである「安定した 権利の迅速な付与」のために必要な審査官の 確保に努め、審査処理能力の維持・向上を図っ ていく必要がある。

(2)早期審査制度・スーパー早期審査制度

①早期審査制度

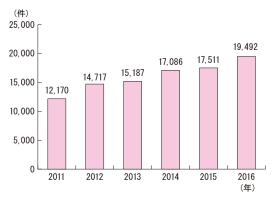
特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う早期審査制度を実施している。

早期審査制度では、既に実施しているか2 年以内に実施予定の発明に係る出願(実施関 連出願)や、外国にも出願している出願(外 国関連出願)、中小・ベンチャー企業や大学・ TLO・公的研究機関からの出願を対象として いる。また、環境関連技術に関する出願(グリー ン関連出願)も試行的に早期審査の対象に加 えている。2011年8月からは、震災により被 災した企業・個人等からの出願(震災復興支 援関連出願)も早期審査の対象に加えている。 さらに、2012年11月からは、グローバル企業 の研究開発拠点等の我が国への呼び込みを推 進するために施行された「特定多国籍企業に よる研究開発事業等の促進に関する特別措置 法(アジア拠点化推進法)」に基づく認定を 受けた研究開発事業の成果に係る発明につい ても、試行的に早期審査の対象に加えている。

2016年の早期審査の申請は19,492件であり、利用数は年々増加傾向にある。早期審査

13次は十八名が19人間にのも。十万番丘 (る)。

早期審査の申請件数の推移



(資料)統計・資料編第2章18.(1)

制度を利用した出願の2016年の一次審査通知までの期間は、早期審査の申請から平均2.5か月となっており、同制度を利用しない出願と比べ大幅に短縮されている。

②スーパー早期審査制度

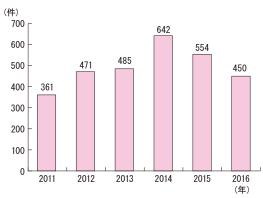
特許庁は、「実施関連出願」かつ「外国関連出願」に該当する、より重要性の高い出願を対象として、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度を試行している。

スーパー早期審査制度は、申請から一次審査までを1か月以内(D0出願¹については、原則2か月以内)で行い、さらに、再着審査²についても、意見書・補正書の提出から1か月以内に行うことで、通常の早期審査制度に比べて申請から権利化までの期間を短縮するものである。

2016年のスーパー早期審査の申請は450件であった。スーパー早期審査制度を利用した出願の2016年の一次審査通知までの期間は、スーパー早期審査の申請から平均0.7か月(D0出願については平均1.4月)となっている。

2-1-3図

スーパー早期審査の申請件数の推移



(資料)特許庁作成

¹ 国際出願後、国内に移行した出願。

² 一次審査後、出願人からの意見書や補正書の提出を受けて行われる審査。

8

女性が輝ける職場:特許庁

特許庁では、男女の区別なく、女性が庁内の様々な部署で活躍しています。例えば、審査・審判を担当する部署、イノベーションを促すための産業財産権施策を企画立案する部署、産業財産権制度の活用を支援する部署、国際的な協力活動や制度調和の推進を担う部署などで、幅広い業務に従事しています。そして、庁内のみならず、経済産業省などの他府省庁、大学や裁判所、世界知的所有権機関などの海外機関などにおいても多種多様な責任のある仕事に従事しています。

人材の長期育成や職員の相互尊重がなされており、風通しのよい環境が整っているため、働きがいのある 職場との評価がされています。

また、仕事と家庭を両立したい者が利用できる制度として、早出遅出勤務制度、フレックスタイム制度、育児時間(一日の勤務時間の一部の時間を子の養育のために充てられる制度)などの各種制度があり、妊娠・出産・子育てのライフステージの変化にも柔軟に対応することができる制度や環境が整っています。

職員の採用のための広報活動に関しては、特許審査官、意匠審査官、商標審査官及び事務職員を志望する 女性向け説明会(写真)を年に数回(2016年度は特許庁主催で1回、人事院主催で3回)開催しています。 また、女性のための採用案内のパンフレット「を作成するなどしており、2017年4月においてもその内容を更 新しました。

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、現在、政府を挙げて取り組んでいます。経済産業省としても、2015 年 1 月 30 日に「経済産業省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定しています。特許庁は、同取組計画を踏まえ、これからも女性が一層輝ける職場作りに取り組んでいきます。



 $^{1 \}quad https://www. jpo.\,go.\,jp/shoukai/saiyou/pdf/tokkyo_sinsakan/pamphlet_josei.\,pdf$

2

質の高い権利を設定するための取組

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を保障し、イノベーションを促進する上で不可欠である。こうした質の高い特許権には、後に覆ることのない強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用なものであることが求められる。特許庁は、この「強く・広く・役に立つ特許権」を付与していくにあたり、品質管理体制の充実はもとより、出張面接やテレビ面接を含む面接審査、事業戦略対応まとめ審査等のユーザーニーズに応じた取組、審査官同士の協議やユーザー評価調査の充実等の特許審査の質の維持・向上のための取組を実施した。また、研究開発及びビジネスへの適用が急速に進み、分野横断的に利用される IoT や人工知能 (AI)、ビッグデータ等の新技術において、これらの特許出願に適切に対応するため、「特許・実用新案審査ハンドブック」への事例追加や、分野横断的な分類の新設を実施した。本節では、これらの質の高い権利を設定するための取組について紹介する。

(1)ユーザーニーズに応じた取組

1面接審査

特許庁では、審査官と出願人又はその代理人との間において、円滑な意思疎通を図るとともに、審査の効率化にも資するため、面接審査を実施している(2016年実績:3,893件)。また、面接の形態としては、地方の中小・ベンチャー企業、大学・TLO等を対象に、全国各地の面接会場に審査官が出張し、審査官と出願人とが直接面会して出願や技術内容等に係る相談を行う出張面接審査(2016年実績:835件)や、テレビ会議システムを利用したテレビ面接審査も実施している(2016年実績:75件)。

②地域拠点特許推進プログラム

特許庁では、地域の研究開発の中核をなす 企業や大学における特許の権利化・活用支 援を目的として、企業等集積地域(地域拠 点)¹を対象に、出張面接審査と特許セミナー を同時に開催する「地域拠点特許推進プログ ラム」を 2016 年 11 月から開始した。

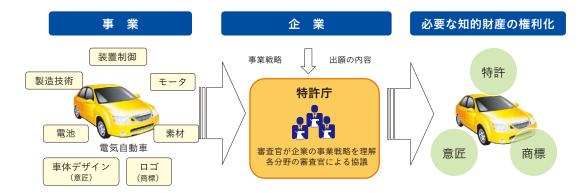
③事業戦略対応まとめ審査

近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業では事業戦略上、知的財産権を群として取得し活用することが重要になってきている。そこで、特許庁では、事業で活用される知的財産権の包括的な取得を支援するために、国内外の事業に結びつく複数の知的財産(特許・意匠・商標)を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う事業戦略対応まとめ審査を2013年4月より開始した(2016年実績:36件(対象とされた特許出願は360件、意匠登録出願は2件、商標登録出願は8件))。

事業戦略対応まとめ審査では、事業説明・ 面接等を活用し、事業の背景や、技術間の繋 がりを把握した上で審査を行う。また、出願人 が希望するタイミングでの権利化を支援するた め、事業説明・面接・着手のスケジュールを 調整しながら審査を進めることとしている。

¹ 地域の中小企業やベンチャー企業、研究施設が集まるリサーチパーク・大学等。

2-1-4図 事業戦略対応まとめ審査

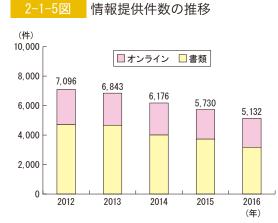


④特許審査着手見通し時期の提供

出願人及び代理人の戦略的な特許管理を支援するため、特許庁ウェブサイトの「特許審査着手見通し時期照会」を通じて、出願人・代理人ごとの審査未着手案件(公開前の案件を除く)の着手見通し時期を提供している。着手見通し時期の提供により、出願人による権利化の必要性等についての検討を促すとともに、必要に応じて早期審査制度、面接審査制度、及び審査請求料返還制度²を利用することができるよう支援している。また、第三者による情報提供制度の利用に資するべく、第三者にも着手見通し時期を照会可能としている。

5情報提供制度

情報提供制度は、特許出願に係る発明が新 規性・進歩性を有していない、あるいは、記 載要件を満たしていないなど、審査を行う上で有用な情報の提供を受け付けるものである(特許法施行規則第13条の2、同規則第13条の3)。2016年には、5,132件の情報提供があった。



(資料)特許庁作成

¹ http://www.deux.jpo.go.jp/ssearch/search.htm

² 特許庁が審査に着手する前に出願を取下げ又は放棄を行い、その取下げ又は放棄をしてから6か月以内に返還請求することにより、納付した審査請求料の半額が返還される制度。

(2)特許審査の質の維持・向上のための取組

①特許審査の質をめぐる動向

特許審査の的確性の確保は、無用な事後的 紛争や出願競争を防ぎつつ、国際的に信頼さ れる質の高い特許権を設定し、特許制度を健 全に維持するために欠かせないものである。 特に、近年における特許審査の迅速化とあい まって、特許審査の質の維持・向上に対する 社会的要望は、非常に高くなっている。

また、研究開発や企業活動のグローバル化 が進展する中、国際出願件数の増大に見られ るように、一つの発明を複数国で権利化する 必要性が増大している。この権利化までの特 許審査プロセスは、発明の認定、先行技術文 献調査、判断及び通知・査定から構成される 点において、各国特許庁の間で大きな相違は ない。

さらに、五大特許庁の特許出願・審査関連 情報(ドシエ情報)を一括して参照可能なシ ステムである「ワン・ポータル・ドシエ(OPD)」 の構築により、審査結果が各庁間で容易に利 用可能な状況となっている。

このような現状において、出願人は、質の高い審査結果を迅速に提示できる特許庁を最先に特許出願をする庁として選択することで、権利化の予見性向上とコストの削減が可能となっている。そして、特許庁は、特許審査の質と速さを主な指標としてユーザーに選択される他庁との競争環境に晒されている。

このような状況の下、各国特許庁は特許審査の品質向上に注力し始めている。米国特許商標庁は、2010-2014年戦略計画に引き続き2014-2018年戦略計画の中で、特許の質及び適時性の最適化を優先目標として掲げており、2015年初頭に新設された特許品質担当の副局長のもと、特許関連業務の品質向上に向けた包括的プログラムに取り組んでいる。また、欧州特許庁は、長官直下に品質監査を担う組織を設置し、特許審査の実体面に関するサンプルチェック等を行う体制を整えている。日本国特

許庁もその例外ではなく、特許審査の質の維持・向上のための様々な取組を推進している。

②第四次産業革命に対応した取組

「第四次産業革命」において、IoT (Internet of Things、モノのインターネット) や AI、ビッグデータ等の利活用が積極的に検討される中、その成果物として生み出された、サービスとモノとが結びついたビジネス関連発明や学習済みモデル、データ構造等の発明が、特許出願される傾向にある。

このような状況の下、産業構造・出願動向の変化に対応するために、2016年10月に設置された「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」¹等も踏まえて、特許出願の審査の質を維持・向上させるための取組を実施した。

a. 審査基準、審査ハンドブックに関する取組

第四次産業革命の進展に伴い注目されている IoT 関連技術等に対する審査の運用を出願人等のユーザーに分かりやすく示すことを目的として、IoT 関連技術等に関する審査事例を「特許・実用新案審査ハンドブック」に追加し、日本語及び英語にて公表した。

具体的には、産業構造審議会の審査基準専門委員会 WG 第 10 回会合、第 11 回会合での検討を経て、2016 年 9 月に IoT 関連技術における様々な技術分野の 12 事例を、2017 年 3 月に AI の学習済みモデルや、IoT、3D プリンティング関連技術におけるデータ・データ構造等に関する 11 事例を、それぞれ追加し、発明該当性、新規性、進歩性の要件についての判断手法を紹介している。

b. 先行技術文献調査に関する取組

IoT 関連技術の近年の急速な発展に伴い、同技術の特許出願の動向や、どのような発明が特許になっているのかを把握したいというニーズが高まっている。これを受け、我が国

^{1 「}第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」の報告書。 http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20170419001.html

における IoT 関連技術の研究・開発の効率的な進展や特許取得の予見性向上を目的として、2016年11月に広域ファセット分類記号「ZIT」を新設し、世界に先駆けて IoT 関連技術の分類付与を開始した。

さらに、2017年4月には、ユーザーの要望を受けて、ZITを細展開し、ヘルスケア用、製造業用等といった形で用途別に分類する新たな分類項目を設立した。

c. 審査体制整備に関する取組

IoT 関連技術の進展に伴い、これまでICT (Information and Communication Technology、情報通信技術) との関連が少なかった様々な技術分野において、IoT 関連発明の出願が増加することが想定される。そのため、IoT 関連発明について、一層適切な審査を行うことを目的として、審査体制を整備した。

具体的には、特許庁内部に、管理職員等からなる IoT 委員会と、同委員会委員及び IoT 関連発明に精通した IoT 担当官から構成される IoT 審査チームを発足させ、最新の IoT 関連技術や審査事例についての知見を共有し、この知見を審査実務において活用できるようにすることで、質の高い特許権設定に向けた均質な特許審査を担保する体制とした。

③特許審査の品質管理の推進

出願人が求める特許審査の質を満足するためには、各審査室において質の維持・向上に取り組むことはもちろんのこと、特許審査を担当する審査部全体で、ユーザーニーズを踏まえて品質管理に係る取組を推進することが重要である。

特許庁では、各審査室において、審査官一人一人が質の維持・向上に日々取り組むことに加えて、審査部全体としては、品質管理室が中心となり、特許審査の質の維持・向上に関する一元的な取組を行っている。2016年度は、特許審査の質の更なる向上を目指し、品質ポリシーと品質マニュアルの下、「品質保証」、「品質検証」及び「品質管理に対する外部評価」の3つの観点から品質管理に関する

取組を実施した。

a. 品質保証

特許庁では、特許性の判断や先行技術文献 調査の均質性の向上を通じて、特許審査の質 の保証を図るために、審査官同士が意見交換 を行う協議を実施している。2016 年度は、審 査官が自発的に行う協議に加えて、他庁を受 理官庁とする英語 PCT 国際出願や、3回目以 降の拒絶理由を通知する案件等について、必 ず協議を行うこととした(2016 年度は約5万件)。一部の協議については、同じ審査室の みならず、異なる審査室の審査官同士におい ても実施され、関連する技術分野の審査官間 での知見の共有も図られている。

また、特許庁から発送される書類の質を保証するという観点から、審査官が作成した処分等に係る書面の全件について、その審査官が所属する審査室の管理職が当該書面の内容を確認しており、担当技術分野における統一的な運用の実施や特許審査の均質化に役立たせている。

b. 品質検証

2014年4月には、特許審査の品質監査を 行う者として、担当する技術分野における高 い知識や判断力を有する審査官から選任され た約90名の「品質管理官」を新たに設置し、 全ての技術分野ごとに担当する品質管理官を 配置した。品質管理官は、審査の質を把握す ることを目的とし、無作為に抽出された案件 を対象に、審査官の処分等の判断及びその結 果として作成された起案書の適否を確認する 品質監査を行っている。また、品質管理官が 行った品質監査の結果を分析及び評価するこ とで、特許審査の質の現状把握と課題抽出を 行い、関係部署に情報共有するとともに、課 題解決に向けて関係部署と連携した対応を 行っている。さらに、品質管理室では、拒絶 理由通知書において発生する形式的な瑕疵に 対する監査も実施している。

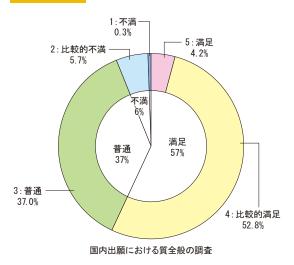
また、特許庁では、特許審査の質に関するユーザーニーズや期待を把握し、特許審査を

継続的に改善することを目的として、2012 年度から、特許審査等の質全般と特定の出願における審査等の質のそれぞれについて調査を行っている。2016 年度は、内国企業 608 社、外国企業 59 社、代理人 65 者を対象として、2015 年度に特許査定又は拒絶査定がなされた国内出願の中からランダム抽出された 2,008件と、2015 年度に国際調査報告又は国際予備審査報告が作成された PCT 国際出願の中からランダム抽出された 730件についての調査を行った。調査対象者からより一層自由・率直な評価・意見を得るために、前年度に引き続き、特許審査等の質全般の調査について無記名での回答を可能にした。本調査における調査票の回収率は、例年 9 割程度の高い水準に

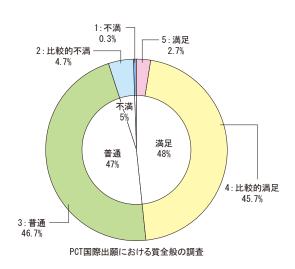
あり、多くのユーザーからの理解及び協力を 得て実施されている。2016年度の調査では、 国内出願における特許審査の質全般に対して、「満足」又は「比較的満足」と回答した割合は57.0%であり、昨年度(54.3%)より2.7ポイント増加した。さらに、PCT 国際出願における国際調査等の質全般に対して「普通」以上と回答した割合は95.0%であり、調査開始から引き続き高い水準の評価が得られている。

特許庁は、このユーザーニーズ評価調査に加えて、企業との意見交換会や、特許庁ウェブサイト¹、電話等からの個別案件に関する情報提供を通じて、特許審査の質に関するユーザーニーズ等の把握に努めている。

2-1-6図 2016 年度ユーザー評価調査の結果



(資料)特許庁作成



c. 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な検証・評価を受け、 それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、2014年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に、企業や法曹関係者、学識経験者等の外部有識者から構成される審 査品質管理小委員会を設置した。2016年度は、前年度と同様に、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、2014年度に作成した評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた²。

¹ http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm#goiken

² http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm

2-1-7図 審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価項目

評価項目					
①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書 の作成状況	⑥品質向上のための取組				
②審査及び品質管理のための手続の明確性	⑦品質検証のための取組				
③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び 職員への周知	⑧審査の質の分析・課題抽出				
④審査実施体制	⑨質の高い審査を実現するための方針・手続・体制 (評価項目①~⑤) の改善状況				
⑤品質管理体制	⑩品質管理の取組(評価項目⑥~⑧)の改善状況				
①審査の質向上に関する取組の情報発信					

④世界で通用する安定した権利の設定

a. 先行技術文献調査のための基盤整備(FI 改正・Fタームメンテナンス・標準関連 文書等)

先行技術文献調査は、審査の質の維持・ 向上のための重要な柱の一つであり、そのた めの基盤を恒常的に整備することが重要であ る。国内外の特許文献を効率良く検索するた めに、日本国特許庁の内部分類であるFIを最 新版の国際特許分類(IPC)に準拠させること などを原則として、検索インデックスの再整 備を推進している。2016年度は172メイング ループのFI分類表を改正し、36テーマのF タームメンテナンスを行った。

また、コンピュータソフトウェア関連技術の非特許文献を効率良く検索するため、最新の技術動向に合わせて CS タームのメンテナンスを行った。

さらに、技術標準に関する規格文書及びその策定プロセスで提出された技術文書等の標準関連文書に対する検索環境の整備も進めており、2016年度は新たにETSI(欧州電気通信標準化機構)の規格提案文書(Contribution)に審査官がアクセス可能な環境を整備した。

b. 国際特許分類(IPC)改正に向けた取組

特許分類は、世界の特許文献を効率的に検索するための重要なツールである。現在、国

際的に広く利用されている国際特許分類(IPC) は、分類項目が少なく(約7万項目)、効率的 な検索を行うためのツールとして十分機能す るとはいえない。

日米欧中韓の五大特許庁は協働して IPC 改 正に取り組んでいる。2013年1月に米国特許 商標庁 (USPTO) から GCI (Global Classification Initiative) の構築が提案され、2013年6月 に開催された第6回五大特許庁長官会合で GCI を実施していくことに合意した。GCI は、 日本国特許庁の内部分類であるFI、Fタームと、 欧州特許庁 (EPO) 及び USPTO の内部分類で ある CPC とが整合している(各内部分類の改 正により整合することが確実となったものを 含む)技術分野の分類をIPCに導入する Activity iと、新規技術に対応した分類を協 働して作る Activity ii とから成る。現在に至 るまでGCI の取組は着実に実施されており、 多くの IPC 改正提案が五大特許庁から IPC 加 盟国に提示され、IPC改正の議論をリードし ている。日本国特許庁は、2017年3月までに GCI の枠組みで51 の技術分野において IPC 改 正を目指す提案を行っており、五大特許庁及 び IPC 加盟国での議論を経て、2017年1月に 3の技術分野で新たな IPC が発効されている。 また、2013年2月に世界知的所有権機関(WIPO) で開催された IPC 同盟専門家委員会において、 IPC の項目数に比して新興国の特許文献が多 く蓄積されているため IPC 改正が優先的に行 われるべきと考えられる技術分野を、WIPOが IPC 加盟国に定期的に提示¹することとなった。これにより、新興国の特許文献が多い分野に おいても、IPC の細分化が進められている。 今後も技術の進展に応じて IPC をより効率的 な検索ツールとするために、五大特許庁及び IPC 加盟国と協働して IPC 改正を進めていく。

c. グローバル化に対応した品質管理の充 実

グローバル出願が増加する中で、ユーザーにとっては権利化の予見性の向上がより重要な課題となってきている。日本国特許庁では、このような状況にあるユーザーを支援する観点から、グローバル化に対応した品質管理の充実のための以下のような取組を行ってきている。

日米欧の三極特許庁で開始された、PCT 国際段階での国際調査の結果と各国段階での審査結果との間の一致度に関するサンプル調査が契機となり、日本国特許庁は、2013年から、欧州特許庁との間で、その一致度等を統計的に解析すると共に、結果が相違した案件を対

象として、双方の審査官同士の直接的な意見 交換を通じて判断相違の要因分析を実施して いる。そして、その分析により明らかになっ た両庁間の判断の差異、先行技術文献の調査 ノウハウ等を、日本国特許庁における特許審 査に活用している。

2017年2月、アイスランド・レイキャビクにおいて開催されたPCT国際機関会合 (MIA)²第24回会合では、かねて我が国から提案していた国際段階と国内段階の連携のためのPCT国際調査・予備審査ガイドラインの改訂案について多くの参加国からの支持が得られ、ガイドラインの改訂を進めることとなったほか、品質管理システムに関する同ガイドライン21章の強化等について議論を行った。

さらに、2013 年度から、日本国特許庁での 品質管理に関する取組として、日本国特許庁 と外国特許庁との双方に出願され、審査結果 が相違した案件を対象とした、判断相違の要 因分析を実施している。2016 年度も引き続き 当該判断相違の要因分析を実施し、その結果 を審査官に周知する等、グローバル化に対応 した品質管理の充実に向けて活用している。

¹ http://web2.wipo.int/ipc-ief/en/project/1589/CE456

² ISA・IPEAとして任命されている知財庁・機関の会合であり、PCT 作業部会に向けた実務者間の協議の場と位置づけられている。

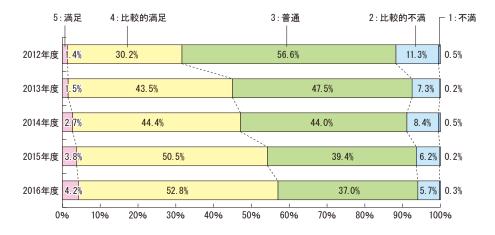
Column

9

特許審査の質についてのユーザー評価調査

特許庁では、特許審査の質についてのユーザー評価調査を 2012 年度より実施しています。ユーザー評価調査は、「特許審査の品質管理に関するマニュアル」」にも記載されているように、「特許審査の質の維持・向上のための PDCA サイクル²」において評価 (CHECK) の取組として位置づけられます。2016 年度は、合計で 732 者のユーザーを対象に調査を実施したところ、回答率にして約 9 割のユーザーに協力をいただきました。

国内出願における特許審査の質全般の評価では、「満足」又は「比較的満足」の割合は、2012 年度には合計 32%であったところが年々増加して 2016 年度には合計 57%に達しました。一方で、「不満」又は「比較的不満」の割合は、2012 年度には合計 12%であったところが年々減少して 2016 年度には合計 6%にまで半減しました。これらのことから、特許庁で進めている審査の質の向上に向けた取組が着実に実を結んでいるといえます。



国内出願における特許審査の質全般の評価

特許審査に関する個別の観点でみると、「拒絶理由通知書等の記載」に関して特に高い評価を受けました。また、「進歩性の判断」、「明細書・特許請求の範囲の記載要件の判断」の評価も向上していました。

一方で、「外国語の特許文献の調査」、「非特許文献等の調査」については相対的に評価が低く、ユーザーから充実を求める要望もいただいています。

今後も継続的に調査を行い、優先的に取り組むべき重要な課題を把握し、特許審査及びその関連業務の継 続的な改善のために活用していきます。

¹ http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm

² 計画 (PLAN) →実行 (D0) →評価 (CHECK) →改善 (ACT) という 4 段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

広域ファセット分類記号 ZIT の利用方法・付与状況について

本コラムでは、2016 年 11 月に新設した IoT 関連技術に関する広域ファセット分類記号 ZIT の利用方法・付与状況をご紹介します。

1. 背景

IoT (Internet of Things、モノのインターネット) 関連技術の近年の急速な発展に伴い、同技術の特許出願の動向や、どのような発明が特許になっているのかを把握したいというニーズが高まっています。これを受け、我が国特許庁は、2016 年 11 月に広域ファセット分類記号「ZIT」を新設し、世界に先駆けて IoT 関連技術の分類付与を開始しました。これにより、特許として登録されている IoT 関連技術の把握が可能となり、我が国における IoT 関連技術の研究・開発が一層効率的に進むことや、特許取得の予見性が向上することが期待されます。

さらに、2017 年 4 月には、ユーザーの要望を受けて、ZIT を細展開し、ヘルスケア用、製造業用等といった 形で用途別に分類する新たな分類項目を設立することで、用途別に IoT 関連技術を抽出することが可能となり ました。これにより、関心のある用途における IoT 関連技術を、より簡単に調査することができるようになり ました。

2. J-PlatPat での広域ファセット分類記号 ZIT の利用方法

ZIT が付与されている特許文献は、特許情報プラットフォーム(以下、「J-PlatPat」)で確認することができます。以下、図1~3を用いて利用方法を説明します。J-PlatPat(図1)において、①ページ上部の「特許・実用新案」から「3. 特許・実用新案分類検索」を選択し、②「検索式(必須)」欄に「ZIT」と記入した上で、③画面下部の「検索」ボタンを押すことで、ZIT が付与されている特許文献の件数が確認できます(図2)。さらに、④「一覧表示」ボタンを押すことで、発明の名称、出願日等が確認できる一覧画面(図3)に移行し、⑤文献番号のリンクからは、明細書、図面等、更に詳細な情報が確認できます。



(図 1 J-PlatPat での ZIT を用いた検索)



(図2 検索ボタンを押した結果)



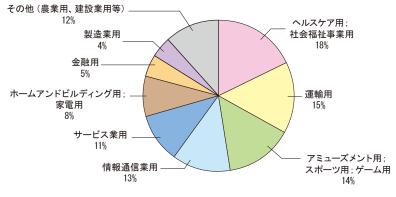
(図3 検索結果一覧画面)

3. 広域ファセット分類記号 ZIT の付与状況

2016 年 11 月の付与開始以降に審査官が特許査定を行った案件のうち、IoT に関連する発明について ZIT が 付与されており、その付与件数は 2017 年 3 月 31 日時点で 291 件 (J-PlatPat 調べ。)となっています。付与されている技術としては、靴や衣類等にセンサを内蔵し、ネットワーク越しに装着者の健康状態を管理するといったヘルスケア用技術や、車両に搭載されたセンサからの情報を収集して混雑状況や交通事故情報を分析するといった運輸用技術のほか、スポーツ、ゲーム用技術、情報通信業用技術等が多くなっております (表 1)。

また、ZIT は 2016 年 11 月以降に新たに受け付けた出願に対しても付与が行われています。これらの出願は、公開公報が発行され次第、順次 J-PlatPat で確認できるようになります。

さらに、今後は2016年10月以前に特許査定された出願に対しても順次ZITの付与を行っていくことで、IoT関連技術の検索環境の充実を図っていきます。



(表 1 ZITの付与状況)

3 各国特許庁との連携・協力

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、欧米のみならず中国や韓国、さらには ASEAN やインドをはじめとする新興国での知的財産権の確保が急務であり、こうした国々で予見性を持って円滑に権利を取得し得るよう、制度・運用の調和と審査協力の重要性が増している。日本国特許庁は、これまでも特許審査ハイウェイ (PPH) の提唱 (2006) や五庁会合等での制度調和の議論の提起 (2011) 等、国際的にも主導的な役割を担ってきた。また、諸外国との審査協力を一層推進する観点から、PPH の拡充を進めるとともに、PCT の枠組みを活用し、国際調査・国際予備審査の管轄拡大を進めてきた。米国特許商標庁との間では、新たな審査協力の取組である日米協働調査試行プログラムを実施してきた。さらに、我が国の世界最先端の審査手法を普及させるため、国際審査官協議等の取組を着実に実施してきた。本節では、これらの各国特許庁との連携・協力について紹介する。

(1)国際的なワークシェアリングのための 取組

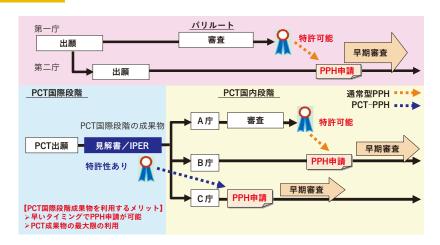
①特許審査ハイウェイ(PPH)

特許審査ハイウェイ(PPH)とは、第一庁(出願人が最先に特許出願をした庁)で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。

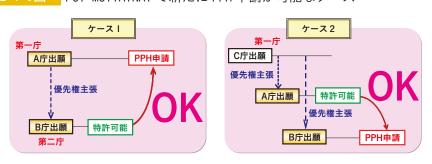
これにより、他庁の先行技術文献調査結果・ 審査結果の利用を促進し、複数の国・地域で の安定した強い特許権の効率的な取得を支援 している。

また、2010年1月29日には、PCT 国際段階における見解書又は国際予備審査報告で特許可能と判断された見解に基づき、早期審査を申請することができるPCT-PPHが開始された。さらに、2011年7月15日には、日本を含む

2-1-8図 特許審査ハイウェイの概要:通常型 PPH(上) と PCT-PPH(下)



2-1-9図 PCT MOTTAINAI で新たに PPH 申請が可能なケース



8か国¹において、どの庁に先に特許出願を したかにかかわらず、いずれかの庁による特 許可能との審査結果に基づき他庁への PPH 申 請を可能とする PPH MOTTAINAI が開始された。

PPHを利用することによるメリットは、最初の審査結果及び最終処分までの期間の短縮、オフィスアクションの回数の減少、特許査定率の向上が挙げられるとともに、これらに付随して、中間処理にかかるコストの削減効果も見られる。このような PPH のメリットを容易に把握可能とするために、日本国特許庁は、各庁における PPH 対象案件の統計情報等、PPH に関する情報を掲載した PPH ポータルサイト²を運営している。

次に、PPH 実施庁・利用件数の拡大及び、 PPH の利便性向上に向けた日本国特許庁の取 組について説明する。

a. PPH実施庁・利用件数の拡大

2006年7月に日本の提案により日米間で世界初のPPHの試行が開始されて以来、2017年4月1日時点でPPH実施庁は45に達したほか、PPH申請件数も2016年には約27,000件となり、

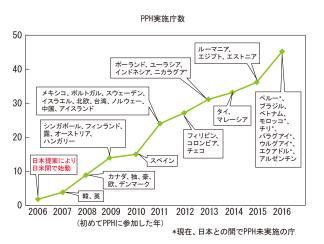
累積申請件数は12万件を突破した。

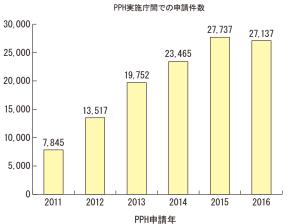
2017年4月1日現在、日本国特許庁は37の庁とPPH(通常型PPH、PPH MOTTAINAI又はPCT-PPH)を本格実施若しくは試行しており、我が国から海外になされる出願の9割以上でPPHが利用可能となっている。

特に利用件数の多い日米欧中韓での PPH については、その開始から 2016 年 12 月末までの累計で、日本から米国への申請が 18,060 件、米国から日本への申請が 7,339 件、日本から韓国への申請が 6,692 件、韓国から日本への申請が 856 件、日本から欧州への申請が 4,430件、欧州から日本への申請が 2,759 件、日本から中国への申請が 9,727 件、中国から日本への申請が 375 件に達している。

最近では、2016年4月にベトナムとのPPHを開始し、我が国からASEAN域内になされる特許出願のほぼ全てについてPPHが利用可能となった。また、特許審査における遅延が大きな問題となっているブラジルとのPPHの実施について多くのユーザーニーズがあったところ、2017年4月1日にPPHを開始した。さらに、同日よりアルゼンチンとのPPHも開始した。

<mark>2−1−10図 PPH 実施庁数及び PPH 実施庁間での PPH 申請件数(2017 年 4 月 1 日時点)</mark>





(資料)特許庁作成

¹ 日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、フィンランド、ロシア、スペイン

² http://www.jpo.go.jp/ppph-portal-j/index.htm

2-1-11図 日本国特許庁との PPH 実施庁(2017 年 4 月 1 日時点)

		利用可能な PPH の種類		
	PPH 開始時期	通常型 PPH	PPH MOTTAINAI	PCT-PPH
米国	2006年7月	0	0	0
韓国	2007年4月	0	0	0
英国	2007年7月	0	0	Δ
ドイツ	2008年3月	0	0	Δ
デンマーク	2008年7月	0	0	Δ
フィンランド	2009 年 4 月	0	0	0
ロシア	2009年5月	0	0	0
シンガポール	2009 年 7 月	0	0	0
オーストリア	2009年7月	0	0	0
ハンガリー	2009 年 8 月	0	0	Δ
カナダ	2009 年 10 月	0	0	0
欧州特許庁	2010年1月	0	0	0
スペイン	2010年10月	0	0	0
スウェーデン	2011年6月	0	0	0
メキシコ	2011年7月	0	0	Δ
北欧特許庁	2011年10月	_	_	0
中国	2011年11月	0	0	0
ノルウェー	2011年12月	0	0	Δ
アイスランド	2011年12月	0	0	Δ
イスラエル	2012年3月	0	0	0
フィリピン	2012年3月	0	0	Δ
ポルトガル	2012年4月	0	0	Δ
台湾	2012年5月	0	0	_
ポーランド	2013年1月	0	0	Δ
ユーラシア特許庁	2013年2月	0	0	Δ
インドネシア	2013年6月	0	_	Δ
オーストラリア	2014年1月	0	0	0
タイ	2014年1月	0	_	_
コロンビア	2014年9月	0	0	Δ
マレーシア	2014年10月	0	0	Δ
チェコ	2015年4月	0	0	Δ
エジプト	2015年6月	0	_	_
ルーマニア	2015年7月	0	0	Δ
エストニア	2015年7月	0	0	Δ
ベトナム	2016年4月	O *1	_	_
ブラジル	2017年4月	O *2	O *2	_
アルゼンチン	2017年4月	0	0	_
日本	_	_	_	0

太字: IP5 PPH参加庁

▲ 子・173 FTH # 2017
 ●付き: GPPH 参加庁
 △ : 国際調査機関又は国際予備審査機関として活動していないため、日本国特許庁を先行庁とする場合のみ利用可能
 *1 :ベトナムが受け付ける PPH申請は、年間 100件までの制限あり。
 *2 : ブラジルとの PPHについては、いずれも最先の特許出願又は PCT出願が日本特許庁かブラジル産業財産庁に対して行われている案件が対象であり、2年間で両庁が 200件まで受け付ける。また、ブラジルが受け付ける PPH申請には、「対象となる技術分野」及び「一出願人あたりの申請可能件数」に制限あり。

b. PPHの利便性向上に向けた取組

PPHは従来、二庁間の取組であったため、例えば、日本国特許庁の審査結果に基づく PPHであっても、第二庁ごとに PPH の要件が異なる等の問題があり、各 PPH の要件の共通 化を求めるユーザーニーズも大きかった。

そこで、PPHの利便性向上に向けて、2009 年2月に、第1回多国間特許審査ハイウェイ 長官会合及び実務者会合が開催された。その 後も継続して両会合が開催され、2014年1月、 それらの議論を踏まえて日本国特許庁を含め た17の庁間でグローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) が開始された。この枠組みに参加した 庁の間では、利用できる PPH の種類が共通化 され、通常型 PPH、PPH MOTTAINAI 及び PCT-PPHの全てが利用可能となる。その後、2014 年 11 月にシンガポール及びオーストリアが、 2015年7月にドイツ及びエストニアが、2017 年1月にポーランドが GPPH に参加し、2017 年4月1日時点で22の庁に拡大した。なお、 2016年1月から日本国特許庁が GPPH の事務 局を務めている。

また、2013年9月、スイス・ジュネーブにおける五大特許庁長官の合意に基づき、日米欧中韓の五庁相互間でのPPH(IP5 PPH)が2014年1月から開始された。これにより、五庁間で通常型PPH、PPH MOTTAINAI 及びPCT-PPHの全てが相互に利用可能となり、欧中、欧韓の間で新たにPPHが開始された。

日本国特許庁は、更なるユーザーの利便性向上に向けて、PPH申請可能期間や、PCT-PPHにおける国際段階成果物第VII欄の見解に関する取扱い、申請に瑕疵があった場合の訂正の機会等のPPH申請要件について、各庁における運用の明確化や要件の統一化に向けた五庁の議論をリードしている。2016年6月に開催された第9回五大特許庁長官会合において、各庁における運用を整理した結果を公表することに合意し、五庁やPPHのウェブサイトに掲載している。

将来的には、通常型 PPH、PPH MOTTAINAI、 PCT-PPH を含む全ての PPH の枠組みを各庁と の間で相互に利用可能としてユーザーの戦略 的権利取得のための選択肢を広げるとともに、 わかりやすい手続とすることによる利便性向 上が期待される。

c. PPHの実効性向上に向けた取組

インドネシア知的財産総局では、2013年6 月から PPH を実施している。しかし、インド ネシアで PPH を申請したが全く審査結果が 返ってこないとの声がユーザーから寄せられ ていた。そこで、PPH申請がなされた出願の 状況を確認するため、2016年4月に PPH 専門 家をインドネシアに派遣したところ、インド ネシア知的財産総局の種々の事情のために早 期の審査が行えていない状況であったことが 判明した。そこで、日本国特許庁は、2016年 6月から12月にかけて、さらに4回、インド ネシアに PPH 専門家延べ7名を派遣し、運用 の支援を行った。その結果、支援前の3年間 では、PPH申請がなされた出願のうち審査が行 われた案件が約30件であったのに対し、支援 開始以降の半年で200件以上の案件の審査結 果が通知された。

今後もPPHを実施しているがその運用に問題がある外国特許庁に対して継続的に支援を推進することで、PPHがより実効性のある枠組みとなることが期待される。

②日米協働調査試行プログラム

日本国特許庁は、新たな審査協力の取組として、米国特許商標庁との間で2015年8月1日から日米協働調査試行プログラムを開始した。

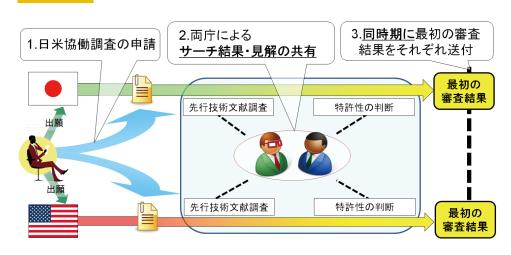
日米協働調査試行プログラムは、日米両国 に特許出願した発明について、日米の特許審 査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、 その調査結果及び見解を共有した後に、それ ぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付す るものである。

この取組により、「日米の審査官が早期かつ 同時期に審査結果を送付することで、ユーザー にとっての審査・権利取得の時期に関する予 見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同 じ内容の一群の出願について先行技術文献調 査を協働して実施することにより、より強く 安定した権利をユーザーに提供することが可能となる」等の効果が期待される。

2016年8月1日には、日本国特許庁及び米 国特許商標庁の申請要件が緩和され、これま で申請が認められなかった公開前の出願についても申請が可能となった。

2017年3月末時点で、日米協働調査試行プログラムの申請を49件受理した。

2-1-12図 日米協働調査試行プログラムの概要



(2)国際的な審査協力の新たな取組

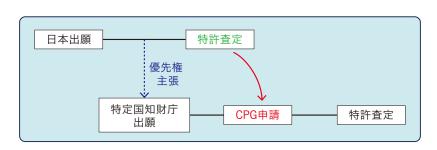
①特許の付与円滑化に関する協力(CPG)

特許の付与円滑化に関する協力(CPG: Cooperation for facilitating Patent Grant)とは、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである。

これにより、審査体制が十分に整備されていない国においても、日本国特許庁の審査結果を利用して迅速に特許を付与することが可能となる。

日本国特許庁は本協力を、2016年7月から カンボジア工業手工芸省(カンボジアにおい て特許・意匠を所管する知的財産庁に相当)、 2016年11月からラオス知的財産局との間で開 始した。

2-1-13図 特許の付与円滑化に関する協力 (CPG) の概要



②PCT協働調査

PCT 協働調査は、PCT 国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、一つのPCT 出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供するものである。2016年6月の五大特許庁長官会合において、

五大特許庁による試行開始が合意された。その後、実務者会合を2度(2016年10月、2017年2月)開催し、具体的な運用についての議論を行っているところである。

今後も引き続き、実務者会合を開催し、詳細についての議論を重ね、早ければ 2017 年中の試行開始を目指す。

国際調査

報告

<mark>2−1−14図</mark> PCT 協働調査のワークフロー

主担当庁

(副担当庁4)先行技術文献調査結果・特許性判断に関する見解
(副担当庁3)先行技術文献調査結果・特許性判断に関する見解
(副担当庁2)先行技術文献調査結果・特許性判断に関する見解
(副担当庁1)先行技術文献調査結果・特許性判断に関する見解

(3)国際的な特許制度の調和に向けた取組

1国際審査官協議

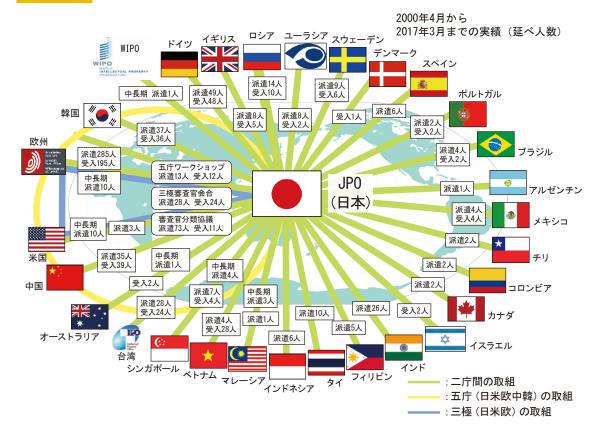
経済活動のグローバル化に伴った、同一又 は類似の発明が国をまたいで複数の庁に出願 されるケースの増加、特許審査ハイウェイの 拡大、特許庁間の情報ネットワークの発達等 により、他庁の審査結果を日本国特許庁の審 査官が利用する機会や、日本の審査結果が他 庁の審査官に参照される機会は増加の一途を たどっている。国際審査官協議は、このよう な状況の中、先行技術の検索及び審査実務の 相互理解に基づく特許審査のワークシェアリ ングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査 結果の他庁への普及、審査の質の高いレベル での調和、特許分類の調和、日本国特許庁の 施策の推進等を目的として、審査官同士が直 接的な交流を行う取組である。2000年4月か ら2017年3月末までの累積で、短期又は中長 期の国際審査官協議を、29の知財庁・組織 と行っている。

2016 年度は、五大特許庁である米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国特許庁、中国国家知識産権局に加え、ASEAN やインドをはじめとする新興国を中心に、短期に日本国特許庁の審査官62名を派遣するとともに、各国・地域の特許庁審査官34名を受け入れた。特に、新たにアルゼンチン特許庁に日本の審査官を短期に派遣(1名)、イスラエル特許庁より短期に受入(2名)を行い、主に日本国特許庁の審査実務の普及を行った。

さらに、2016 年度は、欧州特許庁(派遣2名) 及び米国特許商標庁(派遣2名)に日本国特 許庁の審査官を中長期に派遣し、相手庁との 共同作業を通じて、特許審査のためのIT シ ステム、特許審査の品質管理等に関する日本 国特許庁の施策・取組を推進した。

2017年度も、五大特許庁や新興国に対する派遣、受入れを引き続き行い、日本国特許庁の審査実務・審査結果の普及に一層注力する。

2-1-15図 国際審査官協議の実績(2000年4月~2017年3月末累積)



②国際的な特許制度の調和に向けた議論

特許制度は、各国で独立しているため、海外で特許を取得するためには、各国・地域の特許庁に出願をする必要がある。そして、海外において円滑かつ予見性の高い特許権の取得を可能とするためには、各国の特許制度の調和が不可欠である。

2011年6月の第4回五大特許庁長官会合では、議長国として我が国より制度調和の議論を提起し、翌年の同会合において特許制度調和の議論を進めるための「専門家パネル」を設置することを合意した。2012年12月には、第1回特許制度調和専門家パネル会合が開催され、現在も議論が続けられている。

また、2014年4月に開催された第5回テゲルンゼー会合¹において、「グレースピリオド」、「衝突する出願」、「18か月全件公開」、「先使

用権」の4項目に関して、各国及び地域の特許庁が実施したユーザー協議結果を分析したテゲルンゼー最終統合レポート²が取りまとめられた。

さらに 2014 年 9 月には、特許制度調和に関する先進国会合 (B+会合³) が開催され、参加国 / 機関に対して前記テゲルンゼー最終統合レポートについて報告するとともに、今後の制度調和の進め方について、参加国を限定して B+会合に設置した B+サブグループ 4 で実質的な議論を行うことで合意した。 B+サブグループは、主にテゲルンゼーグループで議論された上記 4 項目について議論を継続した。

2015 年 10 月に開催された B+ 会合では、B+ サブグループで検討された制度調和の「目的 と原則⁵」が承認されるとともに、この「目的 と原則」を基礎として「グレースピリオド」、「衝

¹ 日、米、欧州主要国(英、独、仏、デンマーク)の特許庁と欧州特許庁からなる「テゲルンゼーグループ」による会合であり、2011 年 7 月から「グレースピリオド」、「衝突する出願」、「18 か月全件公開」、「先使用権」の 4 項目に焦点を当てて制度調和の議論が進められてきた。第 1 回会合が、ドイツのミュンヘン近郊の都市「テゲルンゼー」で開催されたことに因んで、当該会合の参加国・地域を「テゲルンゼーグループ」と呼んでいる。

² http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/5_tegernsee/final_report.pdf
(仮訳)http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/5_tegernsee/final_report_kari_pdf

⁽仮訳)http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/5_tegernsee/final_report_kari.pdf

3 WIPO・Bグループ (先進国) メンバー、EU メンバー国、欧州特許条約 (EPC) メンバー国、欧州特許庁 (EPO)、欧州委員会 (EC)、及び韓国の、46 か国の特許庁及び 2 機関。

⁴ 日、米、欧、英、独、韓、カナダ、デンマーク、ハンガリー、スペインの特許庁。

⁵ グローバルな特許制度の目的とグレースピリオド、衝突する出願の取扱い、18 か月全件公開、先使用権、先行技術の 5 項目における原則、合意事項及び意見の 相違が見られる事項を整理した文書。

突する出願」、「先使用権」、「実施¹」の4つの ワークストリーム²で引き続き議論することが 合意された。2016年10月のB+会合では、ワー クストリームでの検討内容及び結果が報告さ れるとともに、2017年6月に制度調和に関す るユーザーシンポジウムを開催することにつ いて合意がされた。

今後も、特許制度調和の議論の機運の高まりを維持しつつ、特許制度調和に関係するあらゆる会合を通じ、日本国特許庁は特許制度 調和に向けた取組を推進する。

(4)英語によるPCT国際出願の国際調査の 管轄拡大

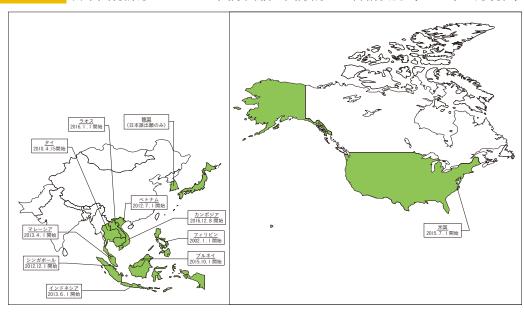
現在、我が国企業は、アジアを中心とする 新興国等を中心に研究開発拠点の海外展開を 拡大させており、海外での知財活動がますま す重要になってきていることがうかがえる。そ うした状況の中、日本国特許庁としては、我 が国企業がアジア新興国等の海外で生み出す 研究開発成果について適切に保護される環境 を整備する必要がある。

PCT 国際出願制度においては、海外で受理 された PCT 国際出願について日本国特許庁が 国際調査機関として管轄する場合、出願人の 希望により、日本国特許庁が当該 PCT 国際出願に関する国際調査報告を作成することが可能である。この国際調査報告の提供を通じて日本国特許庁による先行技術文献調査の結果を世界各国へ発信可能であり、これは我が国企業等が海外で安定した権利を得られる環境の実現に寄与すると考えられる。

このような背景から、日本国特許庁は、国際調査機関として国際調査報告を作成し提供可能となるよう、アジア新興国等を中心に積極的に管轄の対象拡大を進めてきた。2016年度は、従来から管轄していた ASEAN 8 か国(フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ、ラオス)に加え、2016年12月よりカンボジアで受理された英語の PCT 国際出願についても管轄を開始した。これにより、ASEAN において PCT に加盟している 9 か国全ての国の国民又は居住者からの PCT 国際出願に対して、国際調査報告を作成することが可能となっている。

今後も、日本国特許庁がPCTに基づく国際調査機関として質の高い先行技術文献調査の結果を国際的に発信することにより、国際的な権利取得を目指す出願人が安定した権利を得ることができる環境整備に貢献していく。

2-1-16図 日本国特許庁による PCT 国際出願の国際調査の管轄状況(2017 年 3 月現在)



¹ 他のワークストリームで合意に達した事項を具体的に制度調和につなげるための手段(進め方:条約の形式等)について議論するワークストリーム。

² 各テーマ毎に関心を示す国・機関が参加する実務者レベルのプロジェクト。各ワークストリームの議長は、グレースピリオド:欧州特許庁(EPO)、衝突する出願: 米国特許商標庁(USPTO)、先使用権:日本国特許庁(JPO)、実施:ハンガリー知的財産庁(HIPO)が務める。